

申告期限は
3/15

町県民税・所得税の申告が始まります

■問い合わせ先 <町県民税>税務課住民税係 ☎(48)1111 (内1111・1112)
<所得税>半田税務署 ☎(21)3141

今回の申告から申告書にマイナンバーの記載と確認書類の提出が義務付けられました。以下の①～③のいずれかの写しをご持参ください。

- ①マイナンバーカード（表面と裏面）
- ②マイナンバー通知カードと運転免許証など顔写真付きの身分証明書
- ③マイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証など顔写真付きの身分証明書

【申告が必要な方】

■所得税の確定申告が必要な方

- ▽営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得（年金など）、一時所得（満期保険金など）、配当所得、譲渡所得などがある方で、平成28年中の所得金額の合計額が所得控除（基礎控除、扶養控除など）の合計額よりも多い方
- ▽給与所得者で次のいずれかに該当する方
 - ・給与の収入金額が2千万円を超える方
 - ・給与を1カ所から受けている方で、年末調整されている給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
 - ・給与を2カ所以上から受けている方で、主たる給与以外の収入金額の合計額が20万円を超える方

■確定申告をすれば税金が戻る方

- 確定申告が必要ない方でも、次のような方は、確定申告をすることで所得税の還付が受けられる場合があります。
- ▽中途退職などにより、年末調整されていない方
 - ▽雑損控除、医療費控除、扶養控除、住宅借入金等特別控除などの控除を受けようとする方

■町県民税の申告が必要な方

- 所得税の確定申告が必要ない方で、平成29年1月1日現在阿久比町在住で次に該当する方は、町県民税の申告をしてください。
- ▽営業所得、農業所得、不動産所得、一時所得（満期保険金など）、配当所得などがある方
 - ▽給与所得者で、給与以外の所得がある方
 - ▽給与所得者で、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されなかった方

▽昨年中に収入がない、もしくは非課税所得（遺族年金、障害年金、失業給付金など）のみで、どなたの扶養にもなっていない方

年金所得者の申告について

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下の場合は申告する必要はありませんが、所得税の還付を受けたり町県民税の税額を少なくするために申告をすることもできます。

申告をする場合は、公的年金などだけでなく、その他の所得も全て申告する必要がありますのでご注意ください。

【申告時に必要なもの】

■印かん（認印）

■所得や申告の内容に応じて必要な書類を用意してください。

- ▽給与収入や年金収入などがある方
 - ・源泉徴収票
- ▽営業、農業などの事業所得や不動産所得のある方
 - ・収支内訳書
- ▽配当所得のある方
 - ・配当などの支払通知書
- ▽一時所得、譲渡所得などのある方
 - ・支払明細書や売買契約書などの書類
- ▽医療費控除を受ける方
 - ・医療費の明細書（集計表）
 - ・医療費の領収書
 - ・保険などで補てんされた金額の分かる書類
- ▽社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除を受ける方
 - ・各種保険料の払込（控除）証明書
- ▽住宅ローン控除を受ける方
 - 取得した住宅の種類により必要な書類が異なります。詳しくは半田税務署へお問い合わせください。
- ▽所得税が還付になる方
 - ・申告者本人名義の預貯金口座番号の分かるもの（還付になるかどうか分からない場合は念のためご持参ください。）

その他必要なものにつきましては申告の手引きなどで確認してください。